

## 1 命令等の題名

遺失物法施行規則の一部を改正する規則

## 2 根拠となる法令の条項

法第5条（法第13条第2項において準用する場合を含む。）、第11条第1項（法第13条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項及び第40条

## 3 改正の概要

### (1) 本人確認方法の多様化（新規則第20条及び第37条関係）

警察署長又は特例施設占有者が、提出を受けた物件又は保管している物件を遺失者に返還する際、返還を求める者から氏名等を証するに足りる書面の提示を受けることとされているが、デジタル身分証の提示を受ける方法又はカード代替電磁的記録の送信を受けるなどの方法でもよいこととする。

なお、権利取得者に対する引渡しについても同様とする。

### (2) 通知のデジタル化（新規則第35条関係）

特例施設占有者は、遺失者が判明しない場合において、権利取得者に必要な事項を通知する際、当該事項を記載した書面をあらかじめ交付することにより当該通知に代えることができるとされているが、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をあらかじめ提供する方法でもよいこととする。

### (3) 受領書のデジタル化（新規則第37条関係）

特例施設占有者が保管物件を遺失者に返還する際、受領書と引換えに行うこととされているが、当該引換えを、受領書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供により行うことができることとする。

なお、権利取得者に対する引渡しについても同様とする。

### (4) その他

その他所要の改正を行うこととする。

## 4 施行期日

公布の日